

学校評価の実施状況に関する調査研究

プロジェクト参加学生：當山清実 岡田太陽 谷村宏子 吉川久史 吉原寛 柏木賀津子
坂東智子 岩野清美 大畑健実 加藤圭司 井上朋子 渡辺一洋 逸見正 細谷里香
コーディネーター教員：笠沙知章（兵庫教育大学）

1. 研究目的

学校の自律性確立による学校改革が求められている中で、学校評価を適切に進めていくことが重要な課題となっている。文部科学省は、学校評価のガイドラインを作成し、その推進を図っているところでもある。学校教育法等の改正により、自己評価が義務化され、学校の関係者による評価も努力義務とされるようになった。第三者評価の研究も行われ、学校にとって評価はきわめて重要な課題となっている。したがって、学校評価がいかに進められ、いかなる効果が表れているのか、その実施状況を調査することは、重要な研究上の意義がある。

本研究は、自治体の学校評価の取組状況を整理すると共に、各学校においてどのように学校評価を受け止め、どのように実施しているのか、その実態を事例的に明らかにすると共に、今後の課題について考察するものである。

2. 国及び自治体の学校評価の取組み

(1) 国

「義務教育諸学校における学校評価ガイドライン」
(H.18.3 策定、H.20.1.31 改訂)
教育の質の保証に資する学校評価システム構築事業
(平成 18 年度、19 年度)
改正学校教育法の施行 (H.20.4.1 より)

(2) 都道府県の取組み

市区町村の学校評価が適切に取り組まれるために、都道府県教育委員会による支援が行われているところが少なくない。それは、ガイドライン、手引き、ハンドブックなどを作成し、学校評価の周知徹底を促そうとする取組みとして見ることができる。

<例：兵庫県「学校評価ハンドブック」(H.16.3)>

1. 目標・計画の設定 (PLAN)

(1) 評価の観点・評価項目・実践目標

- ① 重点を定めた評価項目・実践目標
- ② 評価項目の三つの種類

・共通項目：すべての学校が共通して評価を行なう項目

・選択項目：各学校が自校の状況に応じて評価を行なう項目

・学校独自項目：各学校の特色ある取組に対して評価を行なう項目

③ 学校の取組の説明と広報活動

学校評価は、評価項目・実践目標を客観的にわかりやすく示し、保護者や地域住民に積極的に広報することも必要である。

2. 取組の実践 (DO)

学校が様々な取組を実践するため、評価項目に即した目標を設定し、達成に向け教職員が協力して教育活動を行なうことが必要である。このことにより、日常の教育活動に結びつき、学校が活性化していくと考えられる。

3. 自己評価の実践 (CHECK1)

(1) 点検・評価

- ① 評価の実施主体
- ② 評価の時期

(2) 「学校評価委員会」等

学校評価を円滑に実施するために、既存の組織、または「学校評価委員会」等の組織を設置するなど、各学校に即して工夫することが必要である。

(3) 評価の実際

実践目標に対する達成状況は下記のような 4 段階で評価することで、「普通」に回答が集中することを避けることができる。

(A…よくできた B…できた C…あまりできなかった D…できなかった)

評価に個人差が出るため、学年・分掌組織ごとに共通理解をしておく必要がある。

(4) アンケート等の実施

① アンケート等実施の意義

アンケート等から、保護者や地域の人々などからも意見を取り入れ、自己評価の客観性を高める。

② アンケート実施上の留意点

・重点目標や評価項目を踏まえて設定し、回答側に明確に伝わるようにする。

・内容に応じ、記名、無記名を使い分ける。

・学年だよりなど、様々な機会に積極的に情報提供に努める。

・各学校の実態に即して、内容や形式を工夫する。

(5) 点検票を活用した自己点検

実践目標を項目ごとに整理した「点検表」を教職員が自己点検を行い、結果を総合して評価を行なうことも有効である。

4. 自己評価の結果の公表と意見の聴取 (CHECK2)

(1) 自己評価の結果を公表する目的

自己評価の結果を外部に公表し評価を得ることは、学校の説明責任を果たすことで、学校の教育活動や学校運営に対する保護者や地域の人々の理解が深まり、開かれた学校づくりを進めることに繋がる。

(2) 公表する内容

目標が達成できたか否かといった評価結果だけでなく、目標達成に向けた教育活動について具体的に説明し、保護者や地域の人々の理解を深めるようにする。

(3) 公表の方法

いつ、だれに、どのような方法で情報を提供するか計画を立て、保護者・地域・学校評議委員会など、それぞれに合った方法で行なう。

(4) 外部からの意見聴取

学校からの一方的な情報提供だけでなく、外部からの意見も取り入れ、学校と家庭・地域社会の連携協力のもと、開かれた学校づくりを行なう。

①意見聴取の方法

PTA 総会や学校説明会で直接聴取、または意見記入用紙を配布し、後ほど意見箱に入れてもらう。

電子メールで意見を投稿する。

②外部からの意見に対する学校の主体的な対応

外部から寄せられた意見等は、学校教育目標や教育活動と照らし合わせ、責任と主体性を持って対応することが重要である。

5. 評価結果の次年度への反映 (ACTION)

(1) 学校評価システムの確立

自己評価を次年度の目標や教育計画に生かすため、評価活動を「目標・計画 (PLAN) - 実践 (DO) - 自己評価 (CHECK 1) - 自己評価の結果の公表と意見聴取 (CHECK 2) - 次年度への反映 (ACTION)」という流れとして確立する。

(2) 外部の意見の反映

①評価結果の多面的な分析

外部の評価結果に対する意見を多面的に分析し、課題に対する選択肢を増やす。

②具体的な改善に向けた分析

目標が達成されなかった場合、具体的な目標として設定するなど、改善に向けた分析が必要となる。

(3) 成長する学校評価

教職員を含め、学校内外の人々が学校評価に関する興味や関心、責任意識を高め、より良い機能の発揮へ

と繋げる。

(3) 市町村の取組み

国、都道府県のガイドライン等とは別に、独自のガイドライン等を設けているところもある。

<例：奈良県B市>

①「学校評価の手引き」(H.19.3)

1 学校評価の目的 / 2 学校評価の方法 / 3 学校の自己評価の進め方 (1)目標の設定(2)目標設定の考え方(3)指標の設定(4)数値化できる指標(5)学校評価アンケートの実施(6)学校評価実施の時期(7)自己評価書の作成 / 4 外部評価の進め方 / 5 学校評価の公表 / 6 評価結果の市教育委員会への報告 / 7 評価結果の活用と振興管理 / 8 学校評価と教職員評価

②「学校評価アンケート集計システム マニュアル」

③「学校評価アンケート入力画面」

④「学校評価 自己評価書フォーム・外部評価書フォームダウンロード」

3. 学校における学校評価の実施状況

(1) 小学校

①香川県D小学校

<学校評価の進め方>

学校評価は校内の職員による自己評価と、学校関係者による学校関係者評価が行われている。さらに今年度より第三者評価が加わる。自己評価を行う学校職員は、校長、教頭、教務、児童会担当、6年学級担当、現職主任、体育主任、人権・同和主任、図書館主任である。学校関係者評価を行う学校関係者とは、校内の職員、PTAの代表、学校評議員である。学校評議員とは、校長が推薦し教育委員会が任命する「校長の応援団」である。学校評議員には、PTA会長、元PTA会長、元校長、児童民生委員、企業経営者、交通指導員、医師、保護者代表、教育相談員(スクールカウンセラー)、自治会会長から選出される。第三者評価は、自己評価と外部評価を合わせたものを市教育委員会と市議会に提出される。

学校評価は対象校が独自に定める「学校評価の年間実施計画」に基づいて実施される。4月から翌年3月までの12ヶ月で、それぞれの月ごとに2~6個の評価事項が定められている。各評価事項には、校内の実施担当者と評価対象者(評価を行う者)が定められている。

「学校評価の年間実施計画」に定められている評価事項は合計で52個である。そのうち、評価対象者となるのは、職員が43項目(82.7%)、保護者が10項目(19.2%)、学校評議員が7項目(13.5%)、児童が12項目(23.1%)、地域などが4項目(7.7%)と、職員が評価を行う項目が多い(重複あり)。

評価事項の内容は、「本年度評価項目・評価表の検討」「学校評価システムの共通理解」「関係者評価項目の策定」といった学校評価の運営方針に関わるものや、「学習参観による授業評価」「学習指導チェック」「人権文集」などの学習に関わるもの、「修学旅行」「運動会評価」「収穫祭」「職場体験学習の成果と課題」などの行事に関するもの、「保護者による学校評価」「我が家の〇〇宣言の取組の結果」といった家庭からの評価や家庭と学校の協働に関するものがある。

＜評価項目、評価基準＞

1) 教育評価

教育評価は校内の職員が行う自由記述式の自己評価である。評価項目は 20 個あり、それぞれに対して、よい点と現状での問題点について回答し、さらに問題点に関しては具体的な改善策を記述する。平成 19 年度までは数値による評価は行われていなかったが、20 年度より 1~4 の 4 件法による評定も盛り込まれた。評価項目は「学校経営」「教育課程」「現職教育」「学校事務」「道徳教育」「総合的な学習、国際理解、英語学習」「人権・同和教育」「特別支援教育」「特別活動」「学校体育」「図書館教育」「視聴覚・情報教育」「生徒指導」「保健安全」「交通安全」「休職指導」「清掃指導」「PTA 関係」「施設関係等」「その他」から構成される。

2) 学校教育評価

学校教育評価は、校内職員による自己評価と学校関係者による外部評価からなる。まだ案の段階であるが、自由記述形式であり、数値による評定はない。評価項目は 6 つに分類されており、それぞれに評価を行う際の視点が定められている。さらに 6 つの項目はそれぞれ 5 個の下位項目を持ち、より具体的な内容となっている。その下位項目に対して、達成状況、自己評価、学校関係者評価、改善に向けての案が記入される。

6 つの分類（カッコ内は評価の視点）は、「確かな基礎学力の定着（基礎的・基本的な学力定着、伸長のために適切な指導が計画的に行われているか。）」、「自他を大切にしチャレンジする子の育成（豊かな心を育み、正しい規範意識と生活習慣を身に付けた子どもの育成が図られているか。）」、「たくましく生きる力の育成（様々な体験を通して、心身ともに健康でたくましく生きる力を培うことができているか。）」、「教職員組織と研修（教育課題を達成するため教職員組織や指導力を向上させるための研修内容になっているか。）」、「保護者・地域との連携（学校教育の充実のために保護者と地域との連携が図られているか。）」、「安心・安全な学校づくり（学校の施設・設備は整備されており、児童が安全に学校生活を送れるようにしているか。）」である。

3) 保護者アンケート

いじめアンケートや子どもの生活習慣アンケート、携帯電話使用アンケートなどが実施されている。回答形式は自由記述の他に、はいいいえ形式がある。

＜評価結果のまとめ方＞

評価結果は校長が自由記述をまとめ、表にする。数値だけでなく、文章で返していく。評価結果に関する議論は「成果と課題」や終礼の時間、PTA 総会、評議員との会議の中で行われる。結果を振り返って話が進められる。もともと議論の場として用いられていた場所と時間を利用しており、新たに時間を割いたり場所を設定するという話はなかった。

＜評価結果の活用＞

評価結果は、学校の職務内容についての自己評価に関しては公表してこなかったが、今年度より第三者評価の結果をインターネットの学校サイトで公表することになっている。学校生活に関わるような内容については、方針や結果を学校便りに掲載して保護者に知らせるようにしている。

＜教職員の意識＞

教職員の指導や評価はもともと学校の業務の中で行っていたことである。学校評価によって学校がさらによくなるのかは疑問である。それぞれの学校には学校文化としての特色や地域自体の持つ特性、保護者の希望、学校の得意・不得意がある。それを前提にして学校運営を行っている。仮にある項目で低い評価が出されたとして、それを改善する余力は現在の学校にはない。

数値による評価は、学校の風土になじまないところがある。企業は顧客やマーケットを選別して、個別性の低い集団を対象に対して業務を行うので、一律的な仕事内容の評価が可能であるのだろうと思われるが、学校が提供するサービスの対象者は、学校側に選択する余地はなく、また極めて個性が高い対象である。こういう学校の特徴からすると、数値による評価はなじみにくい。なんのために評価するのかきちんと理解しないと評価疲れになってしまう。数値の変化よりも具体的な自由記述を重視して学校評価を行うが、それはこれまで学校がしてきたことであると考えている。

②兵庫県E小学校

昨年度までは、学校評価はほとんどされておらず、年度末に各教員が記述式のアンケート（「教育課程についての反省」）を実施するのみ。各教員が自由に記述しており、次年度の改善に生かすという仕組みもなかった。もちろん、公開もしていなかった。

教職員には、今までのままではいけない、という危機感があったものの、具体的にどうすればよいのかわからない状態。新校長先生が着任後、すぐに市の「学

校評価（学校自己評価）実施の流れ」に沿って、学校評価のスケジュール、評価シート、手引き等を作成、提案し、今年度から本格的な学校評価が実施されることとなった。

たたき台となる原案は校長先生が作成し、教育課程運営委員会で検討を行った。まとめの作業も、教育課程運営委員会でされる予定。

今年度はまだ、外部評価委員は設置されていない。地域の人に対しては、地域の「安全対策委員会」の方々に、学校の安全の観点からアンケートを実施する予定。保護者に対しては、オープンスクールの時に、保護者アンケートを実施する予定。

児童に対しては、3学期に学校生活についてアンケートを実施する予定。

E小学校がそれまで学校評価に対して後ろ向きであったのは、市の教育現場の保守性、地域の保守性、そして現場の先生方が具体的なことがわからず、学校評価の必要性を強く感じていない状況であったことが原因であると思われる。

初めは実務的な困難や業務量の増加などにより、いろいろと不満も出ると思われるが、社会の要請に沿った枠組みの中で学校評価を行うことにより、教職員の間に次第に「地域に開かれた学校」への意識が高まるのではないかとと思われる。

新校長のもとでとにかく形から入って学校評価を行うことは、それまで学校評価に対して否定的であった人のもとにかく体験でき、具体的な議論を行う素地ができるという点で意義があると思われる。

③静岡県 F 小学校

<学校評価の進め方>

組織

○学校内組織 29名（学校職員を日常的に学校運営を進める領域別4グループに分ける）

A = 心と体づくり B = 学びづくり部

C = 仲間づくり部 D = 運営企画部

○学校評議員 5名 ○PTA本部役員 11名

<評価項目>

以下の視点から児童・教師・保護者・地域の声を明らかにする。

◎子どもにとって魅力ある学校とは → 子どもは何を求めているのだろうか？

・授業が分かる、楽しい／先生が自分を見てくれる、分かってくれる／学級に自分の存在感を実感できる

◎教師にとって魅力ある学校とは → 教師は何を求めているのだろうか？

・全職員が学校教育の方向性を明確に捉え互いに助け合い、同一歩調で動いている／学びの成果が見える、

実感できる指導の仕方／子どもと触れ合う時間と心のゆとり

◎保護者や地域にとって魅力ある学校とは？→保護者は何を求めているのだろうか？

・我が子が楽しく学校に行き、仲間と過ごす／学力の定着／思いや悩みを一緒に考え、対応してくれる
<評価結果のまとめ方>

児童・保護者・学校評議員・教職員のアンケート調査の結果を、数値表示できる項目はすべて数値化し、記述された内容についてはすべて書き出して協議資料とする。

<評価結果の活用>

アンケート結果を保護者・学校評議員に公表する。

<教職員の意識>

学校の運営構想、年間カリキュラム計画は、毎年12月から3月までの4ヶ月間をかけて全職員で検討する。学校としては、かなりの労力を費やしてこの作業に取り組む。また、学校評議員、全保護者、全児童にもアンケートを実施し、それを集約するという丁寧な段取りを踏んで実施する。

校長以下全職員は、アンケートの集約から、そこに記述された意見、学校評議員から寄せられた声は、教育課程の編成に最大限に尊重する姿勢をとっている。また、日常的に学校に寄せられる保護者や地域からの声も記録したり、前後期のアンケート以外にも各活動ごとの評価を集約したりしている。従って、4ヶ月に及ぶ教育課程編成協議も次年度以降の教育活動の改善に向けて真剣に取り組まれている。

教師は、日頃から子どもの実態、保護者や地域の考えを尊重しながら教育実践に取り組んでいる。それらの教育実践、成果を拠り所にした教師の教育課程に関する構想力が最も重要となる。協議の結果として編成された教育課程が保護者の理解を得られることを期待するとともに、実践しながら柔軟な対応によって子どもたちにとって少しでも望ましい教育環境、教育実践が整えられることを願っている。

④東京都 G 小学校

<学校評価の進め方>

学校評価は校内の教職員による内部評価と、教職員以外の者による外部評価がある。外部評価委員のメンバーは校長が任命し、教育委員会から辞令が出ることになる。外部評価委員のメンバーはPTA関係者、地域団体関係者、学識経験者、校区外の校長又は副校長の中から8人以内で組織する。場合によっては大学の教授や、教育政策研究所に依頼して派遣してもらったりすることもあるとのこと。

スケジュールとしては、辞令伝達式の後に、評価の仕方の研修、その後評価委員が何回かの学校見学及び

授業や行事などの教育活動の見学を行った上で、会議を行い、基準に基づいて評価を行うという流れである。評価委員の1名1名が評価を行い、その後委員会としても評価を行う。その結果が校長にフィードバックされ、校長から職員に対してフィードバックという流れで伝達される。3学期の初めには外部評価の結果がまとめられ、学校のホームページや学校便りなどで保護者に伝えるという形式になっている。

<評価項目・評価基準>

評価項目としては①基礎学力の定着に関すること、②社会性・人間性の育成に関すること、③保護者および地域との連携に関すること、④環境・美化に関すること、⑤独自の特色ある教育活動に関することの5点について評価を行う。

評価基準はあってないようなもの。個々の評価委員に任されているというのが実情である様子。下駄をはかせる人もいれば、厳しい人もいる。全体的な観点から評価を行う人もいれば、優れた教師の姿勢を評価に反映してしまう人もいるとのこと。

基準としてはA～Dの4件法で行なっている。内部評価・外部評価ともにA～Dの4件法。

<評価結果のまとめ方>

評価結果を見て、教職員の間では妥当か妥当でないかという議論を行うとのこと。反論もあれば、受け入れるものもある。現状との照らし合わせを行い、参考できる所は参考にする。まとめられたものをさらにまとめるようなことは特にしていないとのこと。教職員としては、個別の評価をして欲しがっている傾向がある。しかし、全体評価である「学校評価」からは個性を鑑みることができないため、大まかに受け入れているという感じでとらえられている様子とのこと。当たらずとも遠からずの評価であり、悪く言えば参考にしかならないというのが本音であると言う。しかし、場合によっては、外部評価委員自身も同校の出身者であったり、子どもが同校に在籍したりということがあるため、ある教職員の姿勢が全体評価に影響を及ぼす事もないわけではないという。

<評価結果の活用>

評価結果は学校のホームページや学校便りなどで公開される。学校便りで配布されるのは概要であるとのこと。昨年度の結果や内部評価と比較することで、学校全体の振り返りを行なっている。しかし、やはり個に還元できないため、参考程度になってしまうことも多いとのこと。

<教職員の意識>

教職員としては反論や受け入れなどあるが、それなりに謙虚に評価を受け入れているとのこと。しかし、本当に教育に対して信念がある人は無視する傾向にあ

るのも確かな様子である。

(2) 中学校

福岡県 H 中学校

<組織とスケジュール>

学校評価委員会（校長・教頭・教務主任・学年主任、学校評議員）

生徒アンケート（7月） 保護者アンケート（9月）

教育課程の評価（年度末）

<実施状況>

・『学校評価ガイドライン』ハンドブック』に従って、評価項目、評価基準を設定、生徒や保護者のアンケートを実施している。

・アンケートについて集計はしたものの、検討は十分には行っていない。教職員間の議論も十分には行っていない。

・外部への公表は行っていない。

・評価結果は、次年度の教育計画、教育課程の編成に活かしている。

・生徒指導に精一杯で、学校評価には積極的に取り組む意識にはなっていない。

(3) 高等学校

①沖縄県 I 高等学校

<学校評価の進め方>

平成20年5月、沖縄県立高等学校管理規則第63条の一部改正に伴い、「学校評価実施要項」が改正された。したがって、平成20年度からの各学校における学校評価については、新しい要項で実施することが求められており、以下の調査結果はその内容に基づくものである。

・組織について

学校長は、校内の推進体制を整備するため、「学校評価委員会」等を設置することが求められている。「学校評価委員会」の設置に当たっては、校内の運営委員会等の活用を図るなどの工夫を行うことができる。

「学校評価委員会」等は、校長の命を受け、学校評価に係る業務を遂行し、各学校は関係者などにより構成される「学校関係者評価委員会」を置くこととなっている。

・スケジュールについて

年度当初に設定した教育目標・重点目標に対し、それを具体化した目標や方策の進捗や達成の状況について、毎学期末時点の自己評価・学校関係者評価を行うことになっている。

学期毎に途中評価を行い、計画段階と実施段階における問題点、改善点、効果等について適切に把握するように努め、さらに年度末に総合的評価を行うことになっている。

＜評価項目、評価基準＞

・評価項目について

校長は、地域や学校の実態に応じて適切に評価項目を設定することになっている。ただし、下記の評価項目は必ず設定することが求められている。

教職員による自己評価

教育目標、教育計画、各教科・科目指導、総合的な学習の時間、特別活動、生徒指導、進路指導、健康・安全指導、環境美化、研究・研修、家庭・地域社会との連携

教職員以外による学校関係者評価

学校の教育活動の観察や意見交換等を通じて、自己評価の結果について評価することが基本となっている。

・評価基準について

次のとおりの4段階評価が例示されている。

- A 達成できた
- B ほぼ達成できた
- C あまり達成できなかった
- D 達成できなかった

＜評価結果のまとめ方＞

・評価結果のまとめについて

自己評価については、学校長の経営方針及び学校経営に関する重点努力目標に基づき、各部・学年の目標（上位目標）に関する具体的方策（下位目標）として細分化した項目を設定し、その実施・達成状況を評価する。

各部・学年の主任を中心に自己評価の結果を集約後、冊子「学期の反省」を作成し、職員会議を開催することとなっている。その議論の内容に加え、生徒・保護者を対象に実施するアンケート調査の結果を踏まえて、管理職によって学校自己評価がまとめられる。

学校関係者評価については、自己評価の結果を踏まえ、保護者、学校評議員、地元企業関係者、青少年健全育成関係団体等を活用した意見集約がなされる。

・教職員間での議論について

各学期の反省に基づく分掌間の質疑応答・意見交換が中心となるが、各部・学年からの要望事項については、後日に関係部署からの回答及び対応状況の確認が要求される。

＜評価結果の活用＞

・評価結果の公表について

年度末または次年度当初に機会を設け、学校評価の成果と課題等について保護者や学校評議員、地域住民等に公表することが求められている。

また、自己評価及び学校関係者評価の結果について、3月末日までに県教委あてに提出し、その内容に基づく支援を受ける。

・学校づくりへの活用について

全職員での情報共有により、学校経営への参画意識を高める。加えて、不断の学校改善に向けた重要な資料として活用することになっている。

評価結果の公表を通じて、学校運営や教育活動の改善・充実、教職員の資質・能力の向上を図り、より一層地域に開かれた学校づくりに資するために活用される。

＜教職員の意識＞

・学校評価の受け止め方について

従来の学期末反省と同一視する傾向があった。つまり、反省をしてもその後の改善に反映されていなかったため、学校評価の必要性に関する認識が乏しかった。しかし、現在では、概ね重要性が認識されていると考えられる。学校関係者評価により、教職員にとっては良い意味での緊張感が生まれ、評価者には学校の教育活動に対する関心の高まりが期待できる。

・取組の姿勢について

学校評価の本来の目的を達成するとともに、より有効に機能させるためには、個人差のある状況を改善し、全職員の参画に対する積極的な姿勢が求められる。

②新潟県J高等学校

＜学校評価の進め方＞

組織は、校長、教頭の下に、5名の委員による評価委員会を設置。学校自己評価実施計画の作成、学校自己評価のための評価項目の検討、学校自己評価の情報提供等にかかわる集約、評価方法・基準の検討、各分掌・委員会との連絡及び連携、開かれた学校推進委員会との連携、通信制との連携などの役割を担う。

＜評価結果のまとめ方と活かし方＞

アンケートを教職員が個々に評価を実施し、その集計を学校評価委員会が行う。その結果をもとに、各分掌で1年間の反省を行い、次年度への課題をまとめ、次年度に引き継ぐ。

評価結果は学校のHPに載せて公表している。

年度の初めには、前年度の反省、課題をもとに、校長の学校運営のビジョンに合わせて最初に各分掌でその年度の計画を議論し、さらに職員会議において全職員でその年の学校運営に活かすように話し合う。

（下記参考資料参照）

＜教職員の意識＞

教職員は学校評価結果を真摯に受け止めていると思われる。しかし実態に即して評価されている部分と、実態に即していない評価がなされている部分とがあることも事実である。理想と現実の狭間で、生徒の実態と学校の状況に合った評価がなされるように少しずつ取り組んでいると思われる。

③群馬県立K高等学校（教頭に対するヒアリング）

＜「学校評価」のメンバーの構成員について＞

「学校評価委員チーフとして教頭、副校長、副教務主任、教務の主担当（1名）、生徒進路指導主事、渉外部長、1～3年の各学年担任、同窓会会長、PTA会長」にて構成されている。

＜「学校評価」の年間スケジュールについて＞

群馬県では5月頃までに「学校評価」に関する書類を提出、第1回報告を行う。次に10月頃までに第2回羅針盤評価を行う。最後に「生徒の充実した学校生活についての適切な指導」「生徒の主体的な進路選択についての適切な指導」「開かれた学校づくり」「特色ある学校づくり」「生徒の意欲的な学習活動への適切な指導」などの項目に関する学校評価一覧表（達成度をA～Cにまとめ、改善状況、次年度の課題を記載）を3月に間に合うように提出している。

関連して、1年～3年生までの全学生を対象にしたアンケートを毎年2学期末に実施しており、12月に保護者対象のアンケートも毎年行っている。

＜外部からの評価について＞

「外部評価」という観点から考えれば、文科省の評価との違いがK高校においては考えられる。K高校においては「完全に外部が行う」ということを「外部評価」と捉えているため、例えば、外部から行われる評価の名称として「外部アンケート」に表現を変えるなどしている。

「外部評価」と言いながら、外部の方が入ってきて、それが外部評価につながるのかどうか多くの疑問をもっている。例えば、普段の学校生活・学校運営を目の当たりにしていない外部の方の評価、言ってみれば、生徒の学校生活の状況を知らない人たちの評価がどれほど、現場に直結するのかどうか民間とは異なるため、疑問である。

＜保護者と「学校評価」の構成メンバーとのセッションの場について＞

現在は、特にそのような機会は設けていない。アンケートなどで、お互いの意見交換を行っている状況である。

＜「学校評価」の構成メンバー以外の教職員の反応について＞

「学校評価」の構成メンバーによる職員による委員の組織が作っているため、他の教職員の反応はわからない。

＜保護者、生徒の反応について＞

保護者の反応はわからないが、保護者はアンケートへの回答が「学校評価」に対する関わりとなっている状況である。しかしながら、本校では保護者は大変熱心であり、高校を好意的にみていることが多く、疑問や問い合わせなどは特にない。こちら側としては学校

での取り組みでどのようなことが保護者に伝わっているかどうか、より具体的に見ているのかどうか知っていきいたため、PTA総会で配布したりするなどして情報は発信するようにしている。生徒は特に「学校評価」についてはわからないと思う。

＜アンケート結果について＞

授業についてのアンケート結果による改善を行い、学校行事なども組みかえるなどしている。

関連して、群馬県では「スタディサポート」として「授業評価」をおこなってほしいという指導あった。

＜今後の「学校評価システム」の構築について＞

文科省の指導と学校現場の「学校評価」「外部評価」の現状は異なっており、受け入れにくいシステムなども含んでいる。そのため、「外部評価をつくっていくこと」が当面の目標になると考えている。また、HPにせっき公開しているのも、生徒や保護者が積極的に意見交換ができるシステムの構築も考えていきたい。

第三者による学校への介入は利点もあるであろうが、学校現場からの視点ではマイナス面も多く発生する危険や学校運営に対する障害になる可能性が多く考えられる。「開かれた学校」「特色ある学校」⇒「学校評価」というながれから、普段の学校運営や生徒の日常を知らない、情報の乏しい外部からの評価を現場の教職員が期待しながら評価を求めることはどうい考えられない。そのような課題は今後もシステム構築において重要視される要因であろう。

（４）特別支援学校

徳島県 L 特別支援学校

＜学校評価の進め方＞

・組織

各種委員会の学校評価委員会にて実施している。平成19年度の学校評価委員会は、教頭、事務室長、学部主事、教務課長、各課長、各主担当で構成されていた。

・スケジュール

平成19年12月14日 生徒・保護者・学校職員・病院関係者にアンケートを実施

12月～翌5月 学校評価委員会でアンケート結果を集計、報告書を作成。

平成20年5月 PTA総会で校長が調査結果を説明。報告書を出席者に配る。

平成20年度も、12月にアンケート実施、翌5月のPTA総会にて報告の予定である。

＜評価結果のまとめ方＞

学校評価は、平成16年度より実施しているが、徳島県教育委員会からの要請があり、平成19年度の結果から、統一書式でまとめを行っている。

評価結果をもとに教職員で、問題意識を共有し、次年

度の目標等を決める際に、参考にしている。

<評価結果の活用>

評価結果は、毎年5月に実施されるPTA総会で、文書を配布し、校長が口頭でも説明を行っている。

<教職員の意識>

学校、各学部、各部での目標を決めることによって、それぞれの課題が明らかになり、問題意識が共有できると考えられている。しかし、養護学校であるため、生徒個別のケース会議などで時間がかかることもあり、学校評価を行う時間の捻出が課題となっている。

4. 学校評価の効果分析（兵庫県A高等学校を事例とした研究）

統計的処理を試みてA高校における教職員を対象とした質問紙調査の回答結果から、質問項目ごとに平成18年度から平成19年度への推移において、有意に改善された項目と有意に低下した項目を抽出した。また、質問項目の分類をもとにしたデータ処理を行ない、更に因子分析によって質問項目から3つの因子を得て、その因子をもとにしたデータ処理も試みた。平成18年度から平成19年度への推移において、分類をもとにしたデータ処理では顕れなかった有意差が、因子をもとにしたデータ処理では有意差が顕れ、その結果、『指導体制』に関わる因子が有意に改善されたことが明らかになった。

一般の質問紙調査と異なって、学校自己評価に関わる教職員を対象とした質問紙調査は「勤務の中で勤務に関する項目を勤務先が実施」という点で、信頼性が高く、また有効回答率がきわめて高いことが予想される。もっとも「勤務の中で勤務に関する項目を勤務先が実施」ということに起因するバイアスやテンデンスの影響が大きいことも予想されるが、調査の回答には学校に関する貴重な情報が含まれており、しっかりとデータ処理を行い、更に分析を加えて、実質的な意味での学校評価の基礎材料とするべきではないかと考える。

5. 学校関係者（外部）評価の実態（東京都B区での調査）

肯定的な受け止め方や意見が多く寄せられ、この外部評価制度が多くの教員に支持され実行に移されている現実がある。

もちろん、どこまでが本音でありどこからが建前の意見なのかを見極めることは非常に難しく、本調査も建前の意見だけを収集している可能性を完全に否定できない点で、実態を十分に捉え切れていないものなのかもしれない。しかし、一定の手法の下で得られた結果という条件付きで、この結果自体を真摯に受け止め

ておきたい。

本調査結果から外部評価制度の改善に対して言及するとすれば、現行の外部評価結果が既に形骸化し始めている傾向があることに警鐘を鳴らすことができる。本調査結果を見る限り、教員個人で外部評価結果を読み解き対応策を考えて実行しようとしている実態が明らかになったが、それが学校全体あるいは学年全体といった組織で取り組む方向に進展してはいない。結果としてある程度の実践経験や実績がある教員にとってはこの評価結果は意味あるものの、経験の少ない者や初任者にとっては評価項目の内容のほぼすべてが課題であり、また、改善策も十分にイメージができず、さらにそれらに取り組む時間的ゆとりがないという現状がある。

6. まとめ

文部科学省、都道府県教育委員会、市町村教育委員会が、学校評価に関するガイドラインやハンドブックを作成し、中には、詳細なマニュアルを作成したり、アンケートの集計システムを作成したりして、学校がよりスムーズに、効率的に学校評価を実施できるように、条件整備を行なっている実態がうかがえる。

このような行政による条件整備の結果、全体としてみるとおおよそ同じような評価項目により、同じような学校評価が実施されている状況があるように思われる。今年度初めて学校評価を取り組んでいる市やその学校においても、県のハンドブックに従い、形を整えて、学校評価の報告書を作成することは可能となっている。

学校における取り組みに関して、外部アンケートの実施、学校関係者評価の実施、評価結果の公表、学校評価に対する姿勢などで、積極的なところと消極的なところに分かれている印象がある。積極的に実施しているところでも、学校改善につながっているのか、疑問視しているところもあるように思われる。また特別支援学校では、そもそもモデルとされる学校評価が実態に合わないところもあるようである。形式的に実施し、学校経営、学校づくりにつながっていない実態もうかがえる。

国や都道府県、市町村のガイドライン、マニュアル等は、全く経験のないところでも、じっくりと考えなくても、実施に移すことができるように、丁寧に、具体的にその手順等を示している。ある意味で非常によくできている。しかしそのことが、本来目指すべき学校改善、学校の組織開発を阻んでいる可能性もある。

改善していくためには、1)学校が自主的に取り組めるように、必要な支援を行うこと、あるいは学校の裁量に委ねるようにすること、2)学校の実態に即して、ある程

度自由に評価項目を設定し、意味のある評価活動ができるように配慮すること、3)学校評価に取り組むことができるような時間的ゆとりを生み出すこと、4)すぐには成果、結果を求めないこと、などが必要ではないか。

参考資料

新潟県J高等学校学校自己評価表（報告）（抜粋）

| 学 校 運 営 計 画 | | | |
|--|---|--|----|
| 学校運営方針 | 多様な生徒に、基礎学力、基本的な生活習慣を身につけさせ、その上で、将来の夢や希望に向けて、生徒の自己実現を図ることができるよう、それぞれの教育活動において、きめ細かい指導を展開する。 | | |
| 昨年度の成果と課題 | 年度の重点目標 | 具体的目標 | |
| 本校の最重要課題は生徒指導及び教育相談である。生徒指導では種々の問題行動が多発し、その対応に追われ通しであったが、一部の職員に任せるのではなく学校全体での活発な情報交換により全職員で取り組み、問題行動を未然に防ぐための方策が急務である。教育相談では不登校生徒へのアプローチを検討してきたところであり、授業参加へのステップとして、自習室や別室における学習の単位認定のガイドラインの策定を行った。 | 不登校、学校不適応、転編入生など多様な生徒の入学に対応して、生徒指導の充実に努め、生徒の自己実現を達成する。 | 校内の生徒指導体制の整備を図り、外部機関との協力体制をより具体的なものとする。 不登校生徒や授業に参加出来ない生徒の授業参加へのステップとし、自習室を整備し、自習室や別室における授業や単位認定の可能性を検討する。 | |
| | 基礎基本を重視した指導内容の改善と指導方法の工夫により、わかる授業を実践し、基礎学力の向上を図る。 | 習熟度別学習、学習が遅れがちな生徒への個別指導、補講制度、評価規定など、生徒の実態にあった規定の策定、見直しを検討。公開授業、授業研修会等による授業改善の検討。 | |
| | 在校生、保護者、地域等の本校に対する要望、期待、ニーズを把握しそれに応えるよう改善を図る。 | 学校評議員、地域の声を聞く会、学校説明会等での情報収集と対応策の検討。ホームページの充実、保護者への情報提供の充実。 | |
| | 生徒の目的意識を高め、自己の将来像を描けるよう早期に進路意識を啓発する。 | 進路決定者を多くするための個別指導、講演会、情報提供の実施。進路指導室を整備し、より機能的に生徒に情報提供出来るようにする。進学希望者への進学意識の啓発を種々の講演会等を通じて行う。 進路ガイダンス指導の充実。 | |
| 評価項目 | 具体的目標 | 具 体 的 方 策 | 評価 |
| 学習指導 | 新教育課程の円滑な実施と適切な年間授業計画を立案し、展開を図る。 | <ul style="list-style-type: none"> 年間授業計画の立案。年間の曜日毎の授業時数を年度当初に決定し、各月各週毎に授業と行事の適切な計画的・継続的授業の展開を図る。 生徒個々に対応した授業目標を設定し、少人数学級の特徴をいかしたきめ細かい指導を行うことで、生徒の理解を深めさせ、達成感を体験させる。 | |

| | | | |
|------------------------------|--|--|--|
| | ・自習時間の課題を精選し、学力が確実に向上するような内容になるように工夫する。 | | |
| 授業評価で授業の改善を図る。 | ・生徒の実態に即し、生徒が確実に理解できるよう授業の改善を図る。 | | |
| 習熟度に応じた教科指導。 | ・多様な履修形態（少人数指導、習熟度別学習、TT授業等）の実施により生徒ひとり一人を大切にしたい、わかる授業を工夫する。 | | |
| 単位制高校活性化事業と単位制の理解と計画的学習をはかる。 | ・将来の進路を見据えた科目選択ができるよう生徒への履修指導の徹底と単位制の理解を深めるガイダンスを実施する。 | | |
| | ・自分が選択した授業について確実に出席し、履修修得できるように指導する。 | | |
| | ・「総合的な学習の時間」の内容について問題点を改善し、より生徒に即した内容で「生きる力」の育成に努める内容にする。 | | |